

兵庫県道路公社交通管理要領

（目的）

第1条 この要領は、発注者が管理する播但連絡道路及び遠阪トンネル（以下「道路」という。）における交通管理に関する委託業務（以下「委託業務」という。）の実施について、発注者から委託を受けた者（以下「受注者」という。）が履行する委託業務に関する実施方法を定め、もって委託業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 受注者の委託業務の実施については、別に定めるもの（仕様書等）のほか、この要領の定めるところによる。

（業務実施心得）

第3条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、常に道路及びその周辺道路における道路の状況並びに交通の状況に注意し、道路における安全かつ円滑な交通を確保するという発注者の使命を認識し、発注者と一体となってこの責務を遂行しなければならない。

（交通管理基地の設置及び交通管理隊員等の配置）

第4条 受注者は、委託業務を実施するために必要な福崎基地及び和田山基地を設置し、委託業務の実施に従事する者（以下「交通管理隊員等」という。）を配置するとともに、播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）が貸与又は使用させる車両等を配置しなければならない。

2 受注者は、交通管理隊員等の氏名、年齢、雇用形態等を所長に通知しなければならない。

（業務実施時間）

第5条 受注者は、毎日0時から24時まで委託業務を実施するものとする。

（発注者の指示）

第6条 受注者は、委託業務の実施に当たり、所長の指示があった場合はこれに従わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施に当たり、所長の指示を求める必要がある場合は、直ちに所長の指示を求めなければならない。

3 受注者は、道路の利用者等（以下「利用者等」という。）との間に争いが生じないように、委託業務を実施するものとし、利用者等との間に争いが生じた場合は、直ちに所長に報告し、その指示を受けるものとする。

（資格証明書の携帯）

第7条 受注者は、交通管理隊員等に常に発注者が発行する「資格証明書」（別記様式第1号）を携帯させ、関係者から請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

2 資格証明書の有効期限は、委託契約書に記載した委託期間満了日とする。

(施設等の管理)

第 8 条 受注者は、委託業務の実施に当たり、発注者が貸与する施設及び車両等を常に善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。

2 受注者は、設備及び車両等を常に円滑な業務が行えるよう十分な整備、点検等を行わなければならない。

3 受注者は、発注者が貸与する施設の維持修繕を行う場合は、所長の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(交通管理隊員等の教育訓練)

第 9 条 受注者は、業務の遂行に当たる職員の研修計画書を所長に提出し、承認を得るものとする。また、委託業務を安全かつ円滑に実施するため、常時、交通管理隊員等の教育訓練に努めなければならない。

(交通管理業務)

第 10 条 受注者の実施する委託業務は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 定期又は臨時に道路パトロール車により道路を巡回し、道路の状況、交通の状況及び気象状況等の把握に努め、別に定める「交通管理作業要領」の定めるところにより必要事項を通報すること。

(2) 別表 1 「交通事故等の異常事態」に定める道路の状況、交通の状況及び気象状況に係る異常事態（以下「異常事態」という。）並びに別表 2 「道路法等の法令違反」に定める道路法、その他の法令に違反している者（以下「法令違反者」という。）の発生等により、所長から指示を受けた場合は直ちに緊急出動し、「交通管理作業要領」の定めるところにより事態の処理に当たること。

(3) 所長の指示にもとづき、交通事故等の現場において、所長又は警察が行う交通規制及び交通整理に協力すること。

(4) 事故又は異常気象時等、緊急を要する場合における料金所での通行の禁止、制限等及び渋滞した車両への道路情報の提供等、所長の指示による事項を実施すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、所長が指示する事項を実施すること。

(感染症等の対策)

第 11 条 受注者は、感染症の発生を未然に防止するとともに発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、公社が制定した「健康管理危機対策要領」、及び国・兵庫県・その他感染症専門機関から示される感染症にかかる指針等を踏まえ十分な対策を講じるとともに、道路機能を維持するため、公社に協力して業務継続に努めること。

(交通管理作業要領の適用)

第 12 条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、「交通管理作業要領」を遵守し、安全かつ適正に行わなければならない。

(巡回及び計画書の提出)

第 13 条 受注者は、毎日次の各号に定める巡回を行い、道路の状況、交通の状況及び気象状況の把握を行い、第 15 条に定める通報、第 16 条に定める異常事態の処理、法令違反者に対する警告等を実施しなければならない。

- (1) 定期巡回：所長等の指定する時間に行う定期の巡回（原則として、全線1日6回以上とする。）
- (2) 臨時巡回：前号の定期巡回以外に道路の交通の安全と円滑を図るため、受注者が必要であると判断したとき又は所長が特に必要であると認めて指示した巡回
- (3) 巡回は、原則として2人1組で行うものとする。

2 受注者は、第1項に係る定期巡回の計画書を所長に提出し、承認を得るものとする。

（緊急出動）

第14条 受注者は、待機中又は巡回中に第10条第2号に定める異常事態等の発生より、受注者が必要であると判断したとき又は所長から指示を受けた場合は、当該異常事態等処理するため緊急出動しなければならない。

（通報）

第15条 受注者は、巡回又は緊急出動を行う場合は、次の各号に掲げる事項を所長に通報しなければならない。

なお、通行者等から情報を入手した場合も同様とする。

- (1) 巡回又は緊急出動の出発及び帰着
- (2) 折り返し地点及び発注者が別に定める地点を通過したとき。
- (3) 異常事態に関する事項
- (4) 法令違反者に対する警告等に関する事項
- (5) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告を行うべき場所に到達したとき。
- (6) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等が終了したとき。
- (7) その他所長から通報を求めた事項

2 受注者は、巡回中又は緊急出動中に次の各号に掲げる事態が発生した場合は、当該各号に定める事項を所長に通報しなければならない。

- (1) 交通渋滞等による巡回の遅延又は緊急出動の目的地への到着の遅延
- (2) 委託業務を実施するために使用する車両に係る交通事故若しくは故障又は、交通管理隊員等の傷病

（異常事態の処理及び法令違反者に対する警告等）

第16条 受注者は、異常事態又は法令違反者について、別表1「交通事故等の異常事態」又は別表2「道路法等の法令違反」に定めるところにより、これらの処理又は警告等を行わなければならない。

（巡回への復帰等）

第17条 受注者は、前条の処理又は警告等を巡回中に行った場合は巡回に戻り、基地から緊急出動した場合は基地に戻り、ただし、巡回中に処理又は警告等が長時間にわたった場合は、当該巡回を中断することができるものとする。

（事故車等の排除）

第18条 受注者は、自力走行ができなくなった車両を安全な場所に排除させなければならない。

(後尾追従)

第 19 条 受注者は、道路上において自力走行ができなくなった車両のけん引（吊上げけん引を含む。）による排除が行われる場合は、交通の安全を図るため、道路パトロール車により当該車両の後尾を追従しなければならない。

(その他の業務)

第 20 条 受注者は、第 10 条第 4 号の規定により、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため所長が指示する業務を実施する場合は、所長の指示する方法により実施しなければならない。

(警察との協力)

第 21 条 受注者は、異常事態の処理、法令違反者に対する警告その他の業務を実施する場合は、警察、消防その他の関係機関と密接な連携を保ち、これに協力しなければならない。

(記録及び報告)

第 22 条 受注者は、委託業務の実施状況、その他必要事項を、毎日、「業務日誌」（別記様式第 2 号）に記載し、翌日所長に報告しなければならない。

2 受注者は、巡回又は緊急出動を行った場合は、「道路巡回記録簿」（別記様式第 3 号）を作成し、業務日誌に添えて翌日所長へ報告しなければならない。

3 受注者は、交通事故の処理を行った場合は、「交通事故・道路損傷行為等確認調書」（別記様式第 4 号）を作成し、速やかに所長へ提出しなければならない。

なお、当該事故が工事業者等に起因する場合は、現場で関係者から「誓約書」（別記様式第 5 号）を徴し、速やかに所長に提出しなければならない。

4 受注者は、毎月、「交通管理業務月次報告書」（別記様式第 6 号）を作成し、翌月の 5 日までに所長に提出しなければならない。

(臨時報告)

第 23 条 受注者は、前条に定める報告のほか、特に所長が指示する場合は、指示する期日までに書面により報告しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要領に定めのない事項については所長が指示するものとする。

(別表 1)

交通事故等の異常事態

番号	異常事態の種類	通 報 事 項	処 理 内 容
1	交通事故	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 死傷者数及び負傷の状況 3 救急車の出動の要否及び必要台数 4 交通事故の状況 5 事故車両の台数及び損傷状況 6 現場付近の交通状況 7 交通規制の要否及び交通規制の種類 8 公社職員及び受注者の出動の要否 9 路上散乱物の状況 10 レッカー業者への依頼の要否 11 事故車両がすみやかに処理しなければならぬ危険物等を積載しているときは、その品名及び数量 12 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 負傷者を救助するとともに、その他の乗員を路肩等安全な場所に誘導くなど、消防機関等が行う救助活動に協力すること。 3 必要がある場合は、事故車を排除させること。（排除させる場合は、その作業を監督すること。） 4 軽微な路上散乱物がある場合は、当該散乱物を路肩等交通の支障とならない場所に排除すること。
2	交通に支障を及ぼす故障車の存在	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 故障車両の車種、年式及び登録番号 3 故障箇所 4 駐車状況 5 交通規制の要否及び交通規制の種類 6 公社職員及び受注者の出動の要否 7 修理業者への依頼の要否 8 レッカー業者への依頼の要否 9 その他必要事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 故障車両が車道に駐車しているときは、路肩その他安全な場所に移動させること。 3 故障車表示を行わせること。
3	交通に支障を及ぼす物件（放置車両を含む）の存在	1 発見時分及び存在場所（上下線別キロポスト） 2 障害物件の種類及び形状 3 現場付近の交通状況 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 レッカー業者への依頼の要否 6 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 路肩等の交通の支障とならない場所に排除すること。
4	交通に支障を及ぼす車両火災の存在	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 消防車及び救急車の出動の要否 3 死傷者数及び負傷の状況 4 火災車両が危険物を積載しているときは、その品名及び数量 5 火災の状況 6 火災車両の台数及びその損傷状況 7 現場付近の交通状況 8 交通規制の要否及び交通規制の種類 9 公社職員及び受注者の出動の要否 10 レッカー業者への依頼の要否	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 道路内の火災については携行の消火器で消火作業にあたること。 3 焼損物が路上に存在する場合は、これを路肩等交通に支障のない場所に取り片付けること。

番号	異常事態の種類	通 報 事 項	処 理 内 容
		11 道路及び道路付属物の破壊、損傷若しくは汚損の状況又は路床散乱物の状況 12 その他必要な事項	
5	道路の損壊、欠壊の汚損等	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 損壊、欠壊、汚損等の状況 3 現場付近の交通状況 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 通行車又は、沿道地域被害の有無及びその状況 6 公社職員及び受注者の出動要否	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施する。 2 軽微な路上散乱物については、当該路上散乱物を路肩等の交通の支障とならない場所に排除すること。 3 軽微な汚損については、応急的な清掃（パーライト散布）を行うこと。
6	交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損害を及ぼすおそれのある沿道工作物等の存在	1 存在時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 沿道工作物等の種類及びその状況 3 交通に支障を及ぼし、又は道路に損害を及ぼすおそれがある状況 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 沿道工作物等の種類及びその状況を調査し、記録すること。（必要に応じて写真をとること。）
7	交通停滞又は交通混雑	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 交通停滞又は交通混雑の状況及び解消の見通し 3 交通停滞又は交通混雑の原因 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 公社職員及び受注者の出動要否 6 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施する。 2 交通停滞又は交通混雑が著しい場合は、その原因、解消の見通し等についてマイク等を利用して通行車に周知させること。
8	異常気象	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 薬液散布等の対策の要否 3 交通規制の要否及び種類 4 異常気象の種類及び状況 5 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 薬剤散布等の応急措置を講じること。 3 必要に応じてマイク等により通行車に異常気象の状況について注意を喚起し、通行方法を指導すること。
9	その他の異常気象	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 異常事態の状況 3 その他必要な事項	1 必要な措置を行うこと。
10	災害時における車両の移動等 （災害対策基本法第76条の6関係）	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 車両等の停車状況 3 車両等の移動の必要性 4 現場付近の交通状況 5 その他必要な事項	1 車両の移動等を行う場合は、所長の指示により、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」によること。

(別表 2)

道路法等の法令違反

番号	異常事態の種類	通報事項	処理内容
1	人の不法立入、自転車、原動機付自転車(125cc以下)の不法通行 (道路法第48条の11)	1 発生時分及び発生場所(上下線別キロポスト) 2 立入又は通行の状況 3 公社職員又は警察官の出動要否 4 その他必要な事項	1 違反行為の中止、その他必要な措置を指示警告すること。 2 必要に応じて写真をとること。
2	交通に支障を及ぼす違法駐車車両等の悪質な道路交通法違反 (道路交通法第75条の8)	1 発生時分及び発生場所(発生場所:上下線別キロポスト) 2 道路交通法違反の状況 3 警察官の出動要否 4 その他必要な事項	1 駐停車車両の発進を促すこと。 2 その他の違反車両については、違反行為の中止等の指示警告すること。
3	不法工事又は不法維持作業 (道路法第24条違反)	1 実施時分及び実施場所(上下線別キロポスト) 2 不法工事又は不法維持作業の状況 3 公社職員又は警察官の出動要否 4 その他必要な事項	1 工事又は維持作業の中止等、道路の現状回復等を指示警告すること。 2 不法工事又は不法維持作業の状況を調査し、記録すること。 3 必要に応じて写真をとること。
4	不法占用物件	1 存在時分及び存在場所(上下線別キロポスト) 2 不法占用物件の種類及びその状況 3 公社職員又は警察官の出動要否	1 工事の中止、不法占用物件の除去、道路の現状回復等を指示警告すること。 2 不法占用物件の種類及びその状況を調査し、記録すること。 3 必要に応じて写真をとること。
5	道路に関する禁止行為違反 (道路法第43条違反)	1 実施時分及び場所(上下線別キロポスト) 2 違反行為の状況 3 公社職員又は警察官の出動要否 4 その他必要事項	1 違反行為の中止、土砂、竹木等の物件の除去、当該物件により生ずる損害を予防するために必要な措置、道路の原状回復等を指示警告すること。 2 違反行為の状況を調査し、記録すること。 3 必要に応じて写真をとること。

兵庫県道路公社交通管理作業要領

1 一般的心得

(1) 健康管理等

- ア 日々の健康管理には十分留意すること。
- イ 事務所、車両及び装備品等の整理整頓をすること。

(2) 制服等

- ア 制服は常に清潔なものを正しく着用すること。
- イ 携帯品は次のとおりとし、勤務中は常時携帯すること。
 - ① 資格証明書
 - ② 警笛
 - ③ 筆記用具
 - ④ 運転免許証

2 車両及び装備品の点検整備

(1) 車両の点検

勤務交代の都度及び道路巡回等の出発前に必ず点検整備し、異常を認めたときは播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に報告し、その指示を受けること。

(2) 装備品の点検

- ア 道路パトロール車の装備品は、別表1「道路パトロール車に搭載する装備品」のとおりとする。
- イ 装備品の数量等が不足している場合は、所長に報告し、常に補充しておくこと。

3 作業上の安全心得

(1) 走行する場合の心得

- ア 道路交通法等関係法令に違反しないよう正常な安全運転に努めること。
- イ 夜間及び悪天候等視界の悪いとき、又は路面が滑りやすいときは、天候及び路面状況に応じた安全速度での走行を行うこと。
- ウ 道路パトロール車は交通の流れを阻害しないよう留意すること。
- エ 道路パトロール車での緊急走行時は、赤色回転灯・黄色回転灯及び前照灯を点灯し、サイレンを吹鳴すること。

(2) 駐停車する場合の心得

- ア 駐停車するときは、赤色回転灯、黄色回転灯及び点滅灯を点灯すること。
- イ 事故車等があるときは、当該車両の後方でかつ安全な場所に駐停車すること。
- ウ 路上障害物を排除する場合において、排除することが可能なときは、路肩等安全が確認され、排除に支障のない場所に駐停車すること。

(3) 中央分離帯開口部を使用する場合の心得

中央分離帯開口部は原則として使用しないものとする。ただし、緊急事態により使用する場合は所長の指示を受けること。

(4) 路上作業を行う場合の心得

- ア 作業を行う場合は、常に安全を確認し、かつ敏速に行動すること。
- イ 監視員は、路肩等の安全な場所で、通行車に正対して立ち、赤旗等を使用して通行車の監視、通行車に対する注意の喚起及び誘導を行い、危険であると認められる場合は、所定の合図の方法により、警笛又は掛声等で作業員に合図し、直ちに避難させること。
- ウ 車線に沿って走行するときは、原則として路肩等を通行すること。
- エ やむを得ず車線を徒歩により横断するときは、左右の安全を確認し、赤旗等を使用しつつ、できるだけ直角にかけ足で渡ること。

4 道路巡回中の心得

(1) 乗務員

- ア 道路パトロール車の乗務員は、原則として2名以上とすること。
- イ 巡回中は安全速度で、かつ巡回の目的に沿った速度で走行すること。

(2) 路上障害物の排除

- ア 排除を要する障害物の直前での急停止は避けること。
- イ 障害物のうち交通に支障を及ぼすおそれのあるものは、交通量・地形・気象等を考慮し、路肩・道路外等交通に支障のない場所に排除すること。
- ウ 手旗等で通行車へ警告を発し、前記3(4)により、障害物を排除すること。
- エ 障害物の排除が困難、又は長時間を要する場合は、手持ち機材で応急の通行規制を行い、所長に通報してその指示を受けること。

(3) 故障車に対する措置

- ア 故障車があるときは、その後方に赤色回転等、黄色回転灯及び点滅灯を点灯し、駐停車すること。
- イ 走行車線等にある故障車を排除するため、交通規制を行う必要があるときは、所長に通報し指示を受けること。
- ウ 故障車の運転者から事情を聴取するときは、故障車の前方の安全な場所で行うこと。
- エ 運転者からの修理業者、レッカー業者の斡旋依頼に対しては協力すること。

5 交通事故の処理

(1) 一般的心得

- ア 交通事故発生の情報を受けたときは、所長及び警察並びに消防等に通報し、現地に出動すること。
- イ 事故現場においては、警察及び消防と密接な連絡を保ち、警察官等が行う交通規制及び消防の行う救急・消火活動に協力すること。
- ウ 所長等の指示により、交通規制を実施する場合の車線に並べるカラーコーン及び矢印板（以下「カラーコーン等」という。）の設置数量、距離は、別添「標準交通規制図」によること。
- エ カラーコーン等は、通行規制を行う起点付近で後方から進行してくる車両から最も見易い場所に設置すること。
- オ 曲線部又は勾配部で見通しの悪い場所における通行規制の起点は、150m以上遠方の通行車が見通せる場所とすること。

(2) 本線の通行規制（トンネルを除く。）

- ア 道路パトロール車は事故現場の後方に駐車すること。
- イ 監視員は、道路パトロール車の後方の安全な場所で監視等を行うこと。
- ウ 作業員は、道路パトロール車の後方からカラーコーン等を路肩等から車線と平行に現場まで配置すること。
- エ 作業員は、停滞車を整理し、緊急車、救急車の通行路を確保すること。
- オ 事故の状況により、反対側車線の交通規制を必要とする場合は、事故現場の前方で上記アからウまでの作業を行うこと。
- カ 上記により一方通行させるときは、警察官等の指示を受け停滞車に指示すること。

(3) トンネル内の通行規制

- ア 道路パトロール車はトンネル入口後方警報板付近の路肩に駐車すること。
- イ 監視員は、道路パトロール車の後方の安全な場所で監視等を行うこと。
- ウ 作業員は、道路パトロール車の後方で通行車に停止を指示し、通行車が停止後にカラーコーン等を路肩から車線に直角に配置すること。
- エ 事故の状況により、反対側車線についても通行規制を実施する必要があるときは、上記アからウまでの作業を行うこと。

(4) 車両火災の場合における通行規制

- ア 車両火災の場合においても上記（2）、（3）に準じて作業を行うこと。
- イ トンネル内の場合、特に次の点に留意すること。
 - ① できる限り迅速に通行車をトンネル入口の後方で安全な場所に停車させること。
 - ② 消防車等緊急自動車の通行路を確保すること。
 - ③ 事故車の搭乗者及びトンネル内停滞車の搭乗者をトンネル外の安全な場所に避難させること。
 - ④ トンネル内の車両の延焼防止に努めること。
 - ⑤ 可能な限り初期消火に努めること。

(5) ランプの交通規制

- ア ランプの交通規制は、上記5（3）のイからウまでの監視及び作業を行うこと。
- イ 道路パトロール車を本線とオフランプの分岐点その他適当な場所に停車して、通行車の誘導を行うこと。

(6) 交通規制の解除

- ア 交通規制を解除するときは、交通規制を行った場合と逆の順序でカラーコーン等を撤去すること。
- イ 事故現場から道路パトロール車、又は作業車を発進させるときは、特に通行車に注意するとともに、他の通行車と同じ程度の速度に達するまで赤色回転灯・黄色回転灯・点滅灯及び車載標識の表示を点灯しておくこと。
- ウ 非分離2車線区間において本線1車線の規制を解除する場合には、両方向の通行車を一旦停車させ、たうえ、カラーコーン等の撤去を行うこと。

6 法令違反者等への警告

- (1) 道路占有者及び工事の施工承認を得た者が行う工事の保安設備等について違反を発見したときは、所長に通報しその指示により必要な措置を講じること。
- (2) 不法占有者についても上記によるものとする。

7 異常気象及び災害発生時の心得

- (1) 異常気象時の警戒及び道路パトロール時においては、危険な場所に道路パトロール車を駐停車させないこと。
- (2) 法面の亀裂、少崩落等の異常が発見され、二次災害が予想されるときは、至急に所長に通報し、必要な措置を講じること。
- (3) 異常気象により災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、防災対策要領によること。

8 災害時における車両の移動等

「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」に基づき、所長の指示により、以下の作業を行うこと。

- (1) 所長が道路区間の指定を行った場合、道路利用者に対し速やかに周知すること。
- (2) 車両等の占有者等への移動命令は、書面、口頭等により実施すること。
- (3) 車両等の移動は、公社職員や他の委託業者等と連携し迅速に行うこと。

別表 1

道路パトロール車に搭載する装備品

装 備 品		装 備 品	
フラッシュ合図灯	4 本	牽 引 ロ ー プ	1 本
赤 旗	3 本	ブースターケーブル	1 本
懐 中 電 灯	1 個	竹 箒	2 本
保 安 器 材 (スパークマーカー)	3 個	ス コ ッ プ	2 本
発 炎 筒	50 本	消 火 器	小 1
矢 印 板	4 枚	スタフ (検 尺)	1 個
カ ラ ー コ ー ン	10 本	鋸 / 鎌 類	各1本
コ ー ン ベ ー ド	2 個	A E D	1 基
A C ラ イ ト	必要量	そ の 他 必 要 な も の	

兵庫県道路公社 防災対策要領

第1 目 的

兵庫県道路公社（以下「道路公社」という。）が管理する道路施設において、風水害、雪害、地震災害及び大規模事故による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、これらの災害による被害の拡大の防止、若しくは被害の未然防止を図るため、兵庫県道路公社危機管理要綱（以下、「危機管理要綱」という。）に基づき、災害予防、災害応急対策及び復旧に関する必要事項を定め、総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図ることを目的とする。

第2 運 用

この要領は、災害の規模、態様等に応じて有効的かつ弾力的な運用に努めるとともに、兵庫県地域防災計画に位置付けされている指定地方公共機関として、関係機関との有機的な連携を保ちながら、安全な道路機能の確保に努めるものとする。

1 研修・訓練の実施

- ア 職員の災害対応能力の向上を図るため、学識経験者等を講師とした研修会を定期的を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図ることとする。
- イ 防災体制の検証、対応能力や技能の向上を図るため、定期的な防災訓練を実施し、実践的な対応能力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど防災対策の充実強化を図ることとする。
- ウ 災害発生時に職員が、的確に災害応急対策に対応できるようにするため、風水害をはじめ本要領記載の災害区分毎に、年度当初に、防災体制及び伝達方法並びに点検箇所及び点検方法等について、職場研修等を通じ、その周知徹底を図ることとする。

2 災害対策拠点の整備等

- ア 庁舎等の災害対策の拠点となる施設について、庁舎の被災による通信設備等の喪失に備え、非常用携帯電話等の装備や近隣の施設の利用等について検討することとする。
- イ 災害対策要員用の待機宿舎及び物資の確保に努めるものとする。

第3 風水害等対策

1 災害予防計画

(1) 防災体制地域別区分

地域別区分

一次細分発令地域		二次細分発令地域
兵庫県南部	北播丹波	丹波市
	播磨南西部	姫路市
	播磨北西部	福崎町・市川町・神河町
兵庫県北部	但馬南部	朝来市

(2) 防災体制及び組織

ア 防災体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発令基準
連絡員待機	① 風雨に関する注意報が発令されたとき ② 発令者が必要と判断したとき
警戒体制	① 風雨に関する警報が発令されたとき ② 発令者が必要と判断したとき
緊急体制	① 対象河川の水位が県の水防警報第3号基準水位 ^{※1} に達したとき ② 土砂災害警戒情報が発令されたとき ③ 連続雨量 ^{※2} が、200mmに達すると予測される ^{※3} とき ④ 風雨による災害が発生したとき ⑤ 風雨による災害の恐れがあり、発令者が必要と認めたとき
非常体制	① 風雨に関する特別警報が発令されたとき ② 風水害等により第三者が被害を受けたとき ③ 広範囲又は長期間にわたり交通規制を必要とするとき ④ その他社会的影響が甚大であつて、発令者が必要と認めたとき

- ※1 対象河川及び県の水防警報3号発令基準水位は、円山川（多々良木:2.00m）、市川（砥堀:4.30m・福崎:5.00m・寺前:2.70m）、越智川（神崎:2.40m）、天川（天川:2.50m）である。
- ※2 連続雨量の判断は、降り始めからその時刻までの累積雨量とする。
但し、無降雨又は時間雨量2mm以下が、3時間継続した場合は、リセットして連続雨量としない。
- ※3 「連続雨量が200mmに達すると予測される^{※3}とき」とは、累計雨量が150mmを超え、連続雨量が200mmに達すると予測される^{※3}ときとする。

イ 体制の発令

体制の発令者は、本社にあつては常務理事（危機管理担当）、播但連絡道路管理事務所（以下「事務所」という。）にあつては所長（以下「事務所長」という。）とする。

なお、警戒体制、緊急体制及び非常体制を発令したときは、本社保全課長と事務所危機管理課長は各防災体制を次表のとおり周知するものとする。

周知先	
本社	全役員員
事務所	管理・監督職員

ウ 職員の配備体制

防災体制発令時における職員の配備体制は、次表のとおりとする。

本 社	連絡員待機	警戒体制	緊急体制	非常体制
総指揮者 常務理事 （危機管理担当）	原則待機なし	原則1班対応 管理職1名 （自宅待機）	原則1班対応 管理職1名 （自宅待機）	管理職全員 （出 社）
副指揮者 技術部長		班長 1名 ----- 班員 1名	班長 1名 ----- 班員 1名	全班員

※配備人員については、必要に応じ総指揮者、副指揮者、待機班管理職の判断で増減するものとする。

管理事務所	連絡員待機	警戒体制	緊急体制	非常体制
総指揮者 所長 副指揮者 副所長 (技)	交通管理隊 に対応	原則1班対応 総括1名 (自宅待機) ----- 班長 1名 ----- 班員 1名	原則2班対応 総括1名 (出 社) ----- 班長 2名 ----- 班員 2名	総括全員 (出 社) ----- 全班員
交通管理隊	常 駐	常 駐	常 駐	常 駐

※配備人員については、総指揮者、副指揮者の判断で増減するものとする。

※所長は、必要に応じて常務理事（危機管理担当）に対し本社職員の派遣要請をすることができるものとする。

※「連絡員待機」は、風雨に関する注意報発令時等に交通管理隊が気象状況等の情報収集を行うものとする。なお交通管理隊は、連絡員待機時に風雨に関する速度規制等の実施基準に達すると予測されるときは、危機管理課長に連絡するものとする。

(3) 任 務

防災体制区分毎における主な任務の内容は、次のとおりとする。

なお、班長は任務終了後、速やかに様式編様式第1号「災害配備体制勤務日誌・待機日誌」（様式第1-1号：本社、様式1-2号：事務所）を作成し、業務内容を発令者に報告（連絡員待機は交通管理隊の日報による）するものとする。

◇連絡員待機

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	—	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、災害情報の収集 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、附属施設等点検 ・応急措置の実施

◇非常体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応援業者の出動要請 ・ 応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護、避難誘導 ・ 通行規制による現場の安全確保 ・ 緊急輸送路（指定）の確保 ・ 現場見分の立会

(4) 道路情報の提供

道路利用者の安全性、利便性を確保するため、道路情報板等による各種情報の提供、及び緊急災害時における通行規制箇所、広域迂回路等の情報提供を行うものとする。

(5) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象観測情報（降雨量及び風速）（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は道路管理者として通行禁止の措置を行う。

b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目	通行制限 (速度規制等) (注)7					通行禁止			
	基準	路線名	対象区 間	方法	内容	基準	路線名	対象区 間	方法
降雨	連続 雨量(注)1 130mm 以上 又は 大雨 警報 発令 (注)2及び3	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	和田山IC ～ 福崎北R	可変速 度標識 道路情 報板	速 度 規 制 注 意 喚 起	連続 雨量(注)1 200mm 以上 又は 土砂 災害 警戒 情報 発令 (注)4	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	和田山IC ～ 福崎北R	遮 断 機 道 路 情 報 板 交 通 規 制 車 等
			豊富R ～ 姫路JCT	道 路 情 報 板	注 意 喚 起			豊富R ～ 姫路JCT	
		—	—	—	—		遠阪 トンネ ル (注)8	全区間	
風	風速(注)5 20m/sec 以上 又は 暴風 警報 発令(注)6	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	和田山IC ～ 福崎北R	可変速 度標識 道路情 報板	速 度 規 制 注 意 喚 起	風速(注)5 25m/sec 以上	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	全区間	遮 断 機 道 路 情 報 板 交 通 規 制 車 等
			福崎北R ～ 姫路JCT	道 路 情 報 板	注 意 喚 起			—	
		—	—	—	—		遠阪 トンネ ル	全区間	

- (注) 1 連続雨量の判断は、降り始めからその時刻までの累積雨量とする。
但し、無降雨又は時間雨量2mm以下が、3時間継続した場合は、リセットして連続雨量としない。
- (注) 2 大雨警報(浸水害)が発令されたときは、道路情報板により「注意喚起」を行う。
- (注) 3 大雨警報(土砂災害)が発令されたときは、可変速度標識による「速度規制」を行う。
- (注) 4 土砂災害警戒情報が発令されたときは、該当区間の「通行禁止」の措置を行う。
【上記において、土砂災害警戒情報が発令されたときは、気象庁の土砂災害警戒情報(土砂キキクル紫色・警戒レベル4)内に播但連絡道路及び遠阪トンネル対象区間が含まれた時を言う。】
- (注) 5 風速は、10分間平均値とする。
- (注) 6 暴風警報が発令されたときは、道路情報板により「注意喚起」を行う。
- (注) 7 速度規制が必要な場合は、高速道路交通警察隊に気象観測状況(降雨量、風速等)を提供のうえ速度規制を依頼する。
- (注) 8 遠阪トンネルの連続雨量が通行禁止基準値200mmに達すると見込まれる場合は、事務所は豊岡河川国道事務所との協議を密にして対応する。
また、北近畿豊岡道を除く遠阪トンネル単独で通行禁止を実施する場合は、本社と協議のうえ実施する。

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて、迂回路の情報提供に努めることとする。

- (イ) 異常気象により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、道路公社の指定するランプ等から速やかに流出させるなど、適切な措置を講ずることとする。
- (ウ) 被災状況の点検
通行規制を実施した場合は、「災害点検マニュアル（降雨編）」に基づき、速やかに道路の被災の有無を点検するものとする。
- (エ) 通行規制の解除等
通行規制の解除にあたっては、事務所長は次の事項に留意するものとする。
 - a 解除前点検の結果、通行規制の必要がないと認められる場合は、速やかに当該通行規制を解除するものとする。
 - b 解除前点検の結果、引き続き通行規制が必要と認められる場合は、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。
 - c 通行制限又は禁止を解除又は変更するときは、高速道路交通警察隊と必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく措置

- (ア) 第76条第1項（災害時における交通の規制等）
県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して、規制区間及び期間等について周知を行うものとする。
- (イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）
災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月作成の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

エ 防災体制の解除

発令者は、災害が発生する恐れがなくなったと認められる場合、又は応急復旧対策により安全が確保され、防災体制を解除することが適当と認められる場合は、発令者の判断により防災体制を解除し、その旨を理事長に報告するものとする。

オ 被災状況等の調査と報告

- (ア) 理事長への報告
事務所長は、被災状況等を調査し、その情報を随時電話等で本社へ連絡するものとする。
また、その詳細を可能な限り速やかに、様式編編様式第2号「被災状況等報告書」により、本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。
- (イ) 兵庫県への報告
本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。
- (ウ) 国土交通省への報告
本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

カ その他

災害等の現場を本格的に復旧する必要がある場合、又は管理瑕疵の有無の判定及び災害等関係者との示談を必要とする場合、事務所長は理事長と協議の上、実施する。

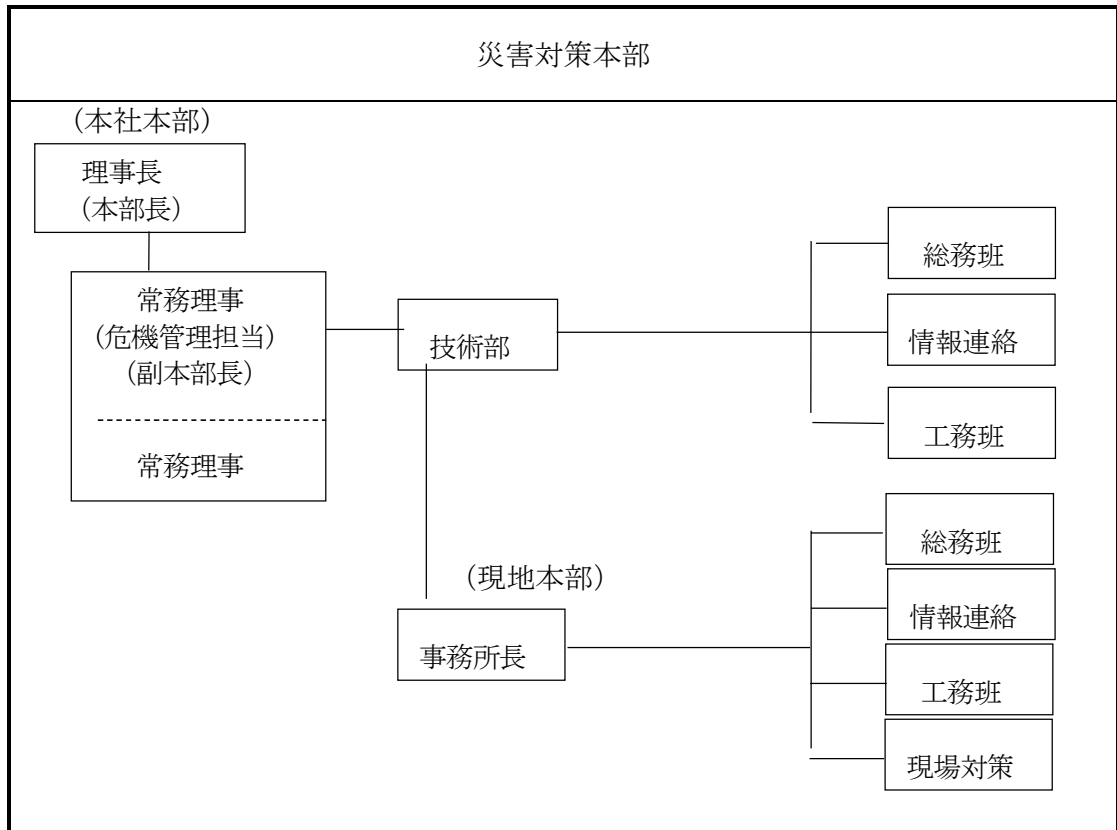
2 災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置

危機管理要綱第7条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

ア 組織

災害対策本部の組織は次表のとおりとする。



イ 職員の配備体制

災害対策本部が設置された場合の配備体制は、全職員（臨時職員等を除く）をもってあてるとする。

なお、班毎の職員編成は以下のとおりとし、必要に応じて本部長が指示するものとする。

ウ 任務

任 務	主な内容	
	本社	事務所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ 本部の設営及び運営 ・ マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ 現地本部の設営及び運営
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧工法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応援業者の出動要請 ・ 応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護、避難誘導 ・ 通行規制による現場の安全確保 ・ 緊急輸送路（指定）の確保 ・ 現場見分の立会

(2) 防災情報の収集

兵庫県災害対策本部等関係機関と緊密な連携を図り、防災情報を収集する。
 なお、気象観測情報の種類等は、資料編資料2「気象観測情報の種類等」のとおりである。

(3) 職員等への緊急連絡体制

ア 休日・夜間の緊急連絡体制

休日・夜間における緊急連絡体制は、別表編別表第3「緊急連絡体制表」[防災対策]のとおりとする。

イ 職員への緊急連絡体制

休日・夜間における職員への緊急連絡は、別表編別表第4「緊急連絡網」及び別表第5「職員連絡先」によるものとする。

ウ 関係機関への緊急連絡体制

関係機関に対する緊急連絡は、別表編別表第6「関係機関連絡先」によるものとする。

第4 雪害対策

1 交通確保

路線の社会的な役割を鑑み、異常な降雪時以外は、2車線以上の幅員確保を原則とし、常時交通とする。

2 凍結等対策計画の策定

(1) 本社技術部長は、理事長の承認を得た凍結等対策計画に関する基本的な事項を明記した「凍結等対策計画書作成指針」を年度毎に作成し、あらかじめ事務所長に通知するものとする。

(2) 事務所長は、「凍結等対策計画書作成指針」に基づき、路線毎に各年度の「凍結等対策計画」を、技術部長と協議のうえ作成するものとする。

- (3) 凍結等対策の期間は、毎年12月1日から翌年3月31日とする。
ただし、気象状況等により、対策期間を早め、若しくは延長することができる。

3 事前の措置

事務所長は、毎年度の凍結等対策期間に入るまでに次の措置を適切に講じなければならない。

- (1) 関係機関との協議及び連絡
- (2) 作業車両、資機材の整備及び点検
- (3) 交通管理業務及び凍結等対策業務の委託業者に対する凍結等対策作業内容の周知徹底

4 気象状況等の情報把握

事務所長は、最新の気象状況、路面状況、交通状況等の情報把握に努めるとともに、関係機関との緊密な情報交換を行うものとする。また、利用者に対する確かな情報提供を適宜行うものとする。

5 凍結等対策

(1) 凍結等対策体制及び組織

ア 凍結等対策

体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発令基準
警戒体制	① 路面の凍結が予想されたとき ② 降雪が予想されたとき ③ その他発令者が必要と認めたとき
緊急体制	① 積雪量の増加が予想されたとき ② 通行規制（冬用タイヤ指導）を必要とするとき ③ その他発令者が必要と認めたとき
非常体制	① 凍結等事故により死傷者が多数にのぼったとき ② 通行止めを必要とするとき ③ 管内市町に雪害対策本部が設置されたとき ④ その他社会的影響が甚大であって、発令者が必要と認めたとき

イ 体制の発令

体制の発令者は事務所長とし、体制の決定にあたっては、当日の気象状況等を総合的に判断して行うものとする。

ただし、大雪警報発令時やそれに類する異常気象時の体制決定にあたっては、事務所長は技術部長と協議・調整する。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を本社技術部長を経由し、理事長に報告するものとする。

ウ 職員の配備体制

各体制における職員の配備体制は、凍結等対策計画書のとおりとする。

(2) 任 務

各凍結等対策体制の任務は次のとおりとし、任務別の構成員は、発令者が指定するものとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限

◇非常体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限 ・ 通行止めに伴う交通規制

(3) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象観測情報及び路面状況（気温及び降雪量等）（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき事務所長は、道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

- a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は、道路管理者として通行禁止の措置を行う。
- b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目 気象	通行制限（速度規制）					通行禁止			
	基準	路線名	対象区間	方法	内容	基準	路線名	対象区間	方法
雪・凍結	降がまったり	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	和田山IC－ 福崎北R 福崎北R－ 姫路JCT	可変速度標識 道路情報板	速度規制 注意喚起 注意喚起	積雪及び凍結により一般車両（冬用タイヤ指導区間にあつては、冬用タイヤ装着車）の通行が困難であると判断されたとき	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	全区間	遮断機 道路情報板 交通規制車等
	凍のれあ	遠阪トンネル	—	—	—		遠阪トンネル	全区間	

イ 災害対策基本法に基づく措置

(ア) 第76条第1項（災害時における交通の規制等）

県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して、規制区間及び期間等について周知を行うものとする。

(イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）

災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月作成の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

ウ 通行規制の解除等

事務所長は、自動車の安全な通行に支障がないと認めた場合は、速やかに高速道路交通警察隊と協議のうえ、通行の禁止又は制限を解除するものとする。

エ 通行規制状況の報告

(ア) 理事長への報告

事務所長は、通行規制に係る措置を実施した場合、速やかに本社技術部長を經由して理事長に報告するものとする。また、同時にその他関係機関へも連絡するものとする。

(イ) 兵庫県への報告

本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。

(ウ) 国土交通省への報告

本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

オ 凍結等対策作業報告

事務所長は、凍結等対策体制をとった場合、降雪量、気温、交通の確保状況及び作業内容等を、午前9時30分までに本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。

カ 職員の派遣要請

事務所長は、凍結等対策体制が長時間連続したときは、必要に応じて、常務理事（危機管理担当）に、職員の応援派遣を要請することができる。

6 凍結等応急対策

兵庫県が「兵庫県道路除雪要綱」第8条に基づき、警戒本部又は緊急本部を設置した場合、理事長は本社内に危機管理要綱第7条に定める対策本部として豪雪対策警戒本部又は豪雪対策緊急本部を設置するものとする。

(1) 豪雪対策警戒本部の設置

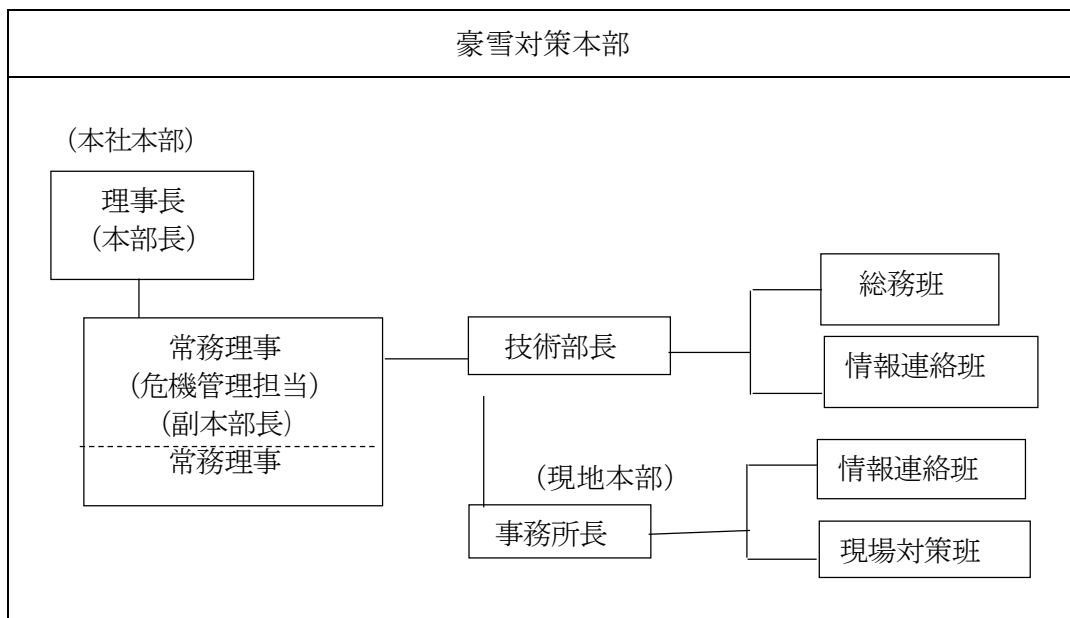
豪雪対策警戒本部は、兵庫県道路雪害対策警戒本部又は道路雪害対策警戒本部を設置した場合並びに事務所長が非常体制を発令した場合に設置する。

(2) 豪雪対策緊急本部の設置

豪雪対策緊急本部は、兵庫県道路雪害対策緊急本部又は道路雪害対策緊急本部を設置した場合並びに事務所長が非常体制を発令し、特に長期の通行止めが予想された場合に設置する。

(3) 組織

豪雪対策本部の組織は次表のとおりとする。



(4) 職員の配備体制

豪雪対策本部の配備体制は、次表のとおりとする。

豪雪対策体制	豪雪対策警戒本部	豪雪対策緊急本部
<p>本社</p> <p>本社</p> <p>総指揮者 常務理事 (危機管理担当)</p> <p>副指揮者 技術部長</p>	<p>管理職 1名</p> <p>原則 1 班で対応 (状況により増員)</p>	<p>管理職 1名</p> <p>原則 1 班で対応 (状況により増員)</p>
<p>事務所</p>	<p>管理職 1名</p> <p>原則として 2 班 (状況により増員)</p>	<p>管理職 (本社 1名 事務所 1名)</p> <p>原則として 2 班 (本社 : 1 班 事務所 1 班)</p> <p>(状況により増員)</p>

(5) 任務

豪雪対策本部の(本部)の各班における任務は、次表のとおりとする。

班		任 務
本社	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応
	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通状況の情報収集 ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
事務所	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
	現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限 ・ 通行止めに伴う通行規制

第5 地震災害対策

1 災害予防計画

(1) 防災体制地域別区分 地域別区分

緊急地震速報・震度速報発令区域		道路公社の関係事務所
発令区域	発令市町	
兵庫県南東部	丹波市	播但連絡道路管理事務所
兵庫県南西部	姫路市・福崎町・市川町・神河町	播但連絡道路管理事務所
兵庫県北部	朝来市	播但連絡道路管理事務所

(2) 防災体制及び組織

ア 防災体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発 令 基 準
警戒体制	① 発令者が必要と判断したとき
緊急体制	① 震度4の地震が発生したとき ② 発令者が必要と判断したとき
非常体制	① 震度5弱以上の地震が発生したとき ② 地震による重大な災害が発生したとき ③ 広範囲又は長期間にわたり交通規制を必要とするとき ④ その他社会的影響が甚大であって、発令者が必要と認めたとき

イ 体制の発令

体制の発令者は、本社にあつては常務理事（危機管理担当）、事務所にあつては事務所長とする。

ただし、震度4以上が観測された場合は自動発令とする。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

ウ 職員の配備体制

防災体制発令時における職員の配備体制は、別表編別表第1「職員の配備体制表」のとおりとする。

なお、防災体制発令時又は災害対策時の本社及び事務所の班編成等を定めた別表編は、毎年度頭初に見直すものとする。

(3) 任 務

防災体制区分毎における主な任務の内容は、次のとおりとする。

なお、班長は任務終了後、速やかに様式編様式第1号「災害配備体制勤務日誌・待機日誌」（様式第1-1号：本社、様式1-2号：事務所）を作成し、勤務内容を発令者に報告するものとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、附属施設等点検 ・応急措置の実施

◇非常体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の連絡調整 ・庶務一般 ・マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の連絡調整 ・庶務一般
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、附属施設等点検 ・応援業者の出動要請 ・応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護、避難誘導 ・通行規制による現場の安全確保 ・緊急輸送路（指定）の確保 ・現場見分の立会

(4) 道路情報の提供

道路利用者の安全性、利便性を確保するため、道路情報板等による各種情報の提供及び緊急災害時における通行規制箇所、広域迂回路等の情報提供を行うこととする。

(5) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

- a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象庁地震速報（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき事務所長は、道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は、道路管理者として通行禁止の措置を行う。

b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目 気象	通行制限（速度規制）					通行禁止			
	基準	路線名	対象区間	方法	内容	基準	路線名	対象区間	方法
地震	震度4	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	和田山IC	可変速度標識	速度規制	震度5弱以上	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	全区間	遮断機 道路情報板 交通規制車等 (1) イ参照
			福崎北R	道路情報板	注意喚起				
			福崎北R-姫路JCT	道路情報板	注意喚起				
		—	—	—	—		遠阪トンネル	全区間	

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて、迂回路の情報に努めること。

(イ) 地震により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、巡回車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示すること。

a 本線上にある車両等は、左側路肩に停車し、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

b サービスエリア等にある車両等は、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

(ウ) 被災状況の点検

通行規制を実施した場合は、速やかに道路の被災の有無を点検するものとする。この場合、別に定める「震災点検マニュアル」により、実施することとする。

(エ) 通行規制の解除等

通行規制の解除にあたっては、事務所長は次の事項に留意するものとする。

a 通行禁止前点検の結果、通行規制の必要がないと認められる場合は、速やかに解除するものとする。

b 解除前点検の結果、引き続き通行規制が必要と認められる場合は、状況に応じて通行の禁止又は通行制限の措置を講ずるものとする。

c 通行規制を解除又は変更するときは、所轄警察署又は高速道路交通警察隊に必要な事項を協議し、周辺道路管理者に連絡を行うものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制第76条第1項（災害時における交通の規制等）

(ア) 県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して規制区間及び期間等について周知を行うものとする。

(イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）

災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月改正の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

エ 防災体制の解除

発令者は、災害が発生するおそれがなくなつたと認められる場合、又は応急復旧対策が進捗して安全が確保され、防災体制を解除することが適当と認められる場合は、発令者の判断により防災体制を解除し、その旨理事長に報告するものとする。

オ 被災状況等の調査と報告

(ア) 理事長への報告

事務所長は、被災状況等を調査し、その情報を随時電話等で本社へ連絡するものとする。

また、その詳細を可能な限り速やかに、様式編様式第2号「被災状況等報告書」により、本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。

(イ) 兵庫県への報告

本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。

(ウ) 国土交通省への報告

本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

カ その他

災害等の現場を本格的に復旧する必要がある場合又は管理瑕疵の有無の判定及び災害等関係者との示談を必要とする場合は、事務所長は理事長と協議の上、実施する。

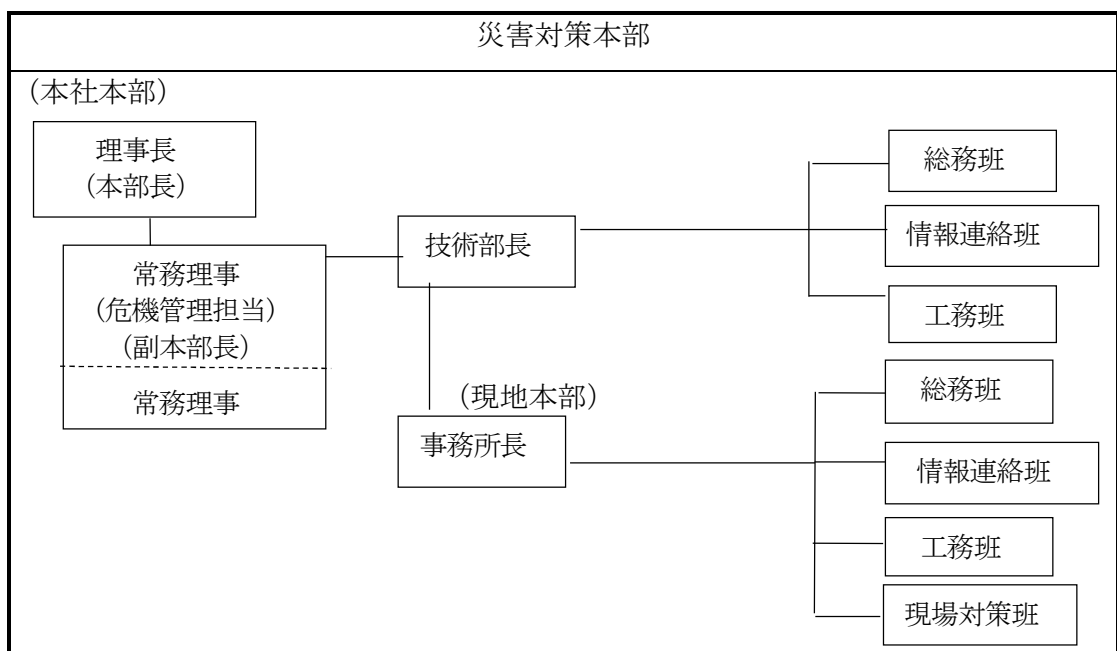
2 災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置

危機管理要綱第7条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

ア 組織

災害対策本部の組織は次表のとおりとする。



イ 職員の配備体制

災害対策本部が設置された場合の配備体制は、全職員（臨時職員等を除く）をもってあ
てるものとする。

なお、班毎の職員編成は以下のとおりとし、必要に応じて本部長が指示するものとする。

ウ 任務

任 務	主な内容	
	本社	事務所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none">・社内の連絡調整・庶務一般・本部の設営及び運営・マスコミへの対応	<ul style="list-style-type: none">・社内の連絡調整・庶務一般・現地の設営及び運営
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・気象・災害情報の収集・関係機関との連絡調整・利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・気象・災害情報の収集・交通管理業務・関係機関との連絡調整・利用者への情報提供
工 務 班	<ul style="list-style-type: none">・応急復旧工法の検討	<ul style="list-style-type: none">・道路、附属施設等点検・応援業者の出動要請・応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none">・負傷者の救護、避難誘導・通行規制による現場の安全確保・緊急輸送路（指定）の確保・現場見分の立会

(2) 防災情報の収集

兵庫県災害対策本部等関係機関と緊密な連携を図り、防災情報を収集する。

なお、気象観測情報の種類等は、資料編資料2「気象観測情報等」のとおりである。

(3) 職員等への緊急連絡体制

ア 休日・夜間の緊急連絡体制

休日・夜間における緊急連絡体制は、別表編別表第3「緊急連絡体制表」[防災対策]の
とおりとする。

イ 職員への緊急連絡体制

休日・夜間における職員への緊急連絡は、別表編別表第4「緊急連絡網」及び別表第5
号「職員連絡先」によるものとする。

ウ 関係機関への緊急連絡体制

関係機関に対する緊急連絡は、別表編別表第6「関係機関連絡先」によるものとする。

(4) 災害対策本部が未設置の時点での動員の実施

震度5弱以上の地震が発生したときは、別に定める「地震発生時の対応マニュアル」に
基づき、各職員は責任を持つて的確に対応するものとする。

第6 重大事故・事件対策

1 重大事故・事件対策

道路公社が管理する道路で、交通事故など重大、特異な突発事案（以下「事故等」という。）が発生した場合には、被害の拡大を防止して、早期に道路交通の安全を確保するとともに警察、消防等関係機関の活動が円滑に行われるよう支援する。

2 体制の区分及び発令基準

(1) 体制の区分及び発令基準

事故等の区分は下記のとおりとし、事件発生時における初動措置体制は、「重大事故・事件対策対応マニュアル」の「2 発令基準及び体制区分」の表のとおりとする。

- 1 重大な交通事故
- 2 管理瑕疵の恐れがある事故
- 3 その他特異な事故・事件
- 4 通行規制を伴う事故

(2) 体制の発令

体制の発令者は、本社にあつては常務理事（危機管理担当）、事務所にあつては事務所長とし、事故等の規模、態様に応じて弾力的に運用するものとする。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

(3) 配備体制

ア 職員の配備体制は、別表編別表第1「職員の配備体制表」のとおりとする。

なお、緊急体制及び非常体制の発令時には、発令者の判断により本社常務理事（危機管理担当）に職員の応援派遣を要請することができるものとする。

イ 本社及び事務所の班編成等を定めた別表編は、毎年度当初に見直すものとする。

3 任 務

体制発令時の任務は、次表のとおりとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応急措置の実施

◇非常体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応援業者の出動要請 ・ 応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護、避難誘導 ・ 通行規制による現場の安全確保 ・ 緊急輸送路（指定）の確保 ・ 現場見分の立会

4 関係者

- (1) 事務所長は、あらかじめ消防、警察、負傷者等を収容する救急病院等関係機関を把握して、職員に周知徹底させておくこと。
- (2) 事務所長は、あらかじめ応急復旧に係る関係業者に協力を要請しておくとともに、職員に周知させておくこと。

5 事故状況との調査と把握

- (1) 理事長への報告
事務所長は、事故等の詳細を可能な限り速やかに、様式編様式第10号「事故等発生報告書」により、本社業務管理課長を経由して理事長に報告するものとする。
- (2) 兵庫県への報告
本社業務管理課長は、事故等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第11号「事故等報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。
- (3) 国土交通省への報告
本社業務管理課長は、事故及び通行規制の状況等を様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

6 具体の行動

情報の収集、現場における措置から報告に至るまでの具体の行動については、別に定める「重大事故・事件発生時の対応マニュアル」によるものとする。

7 その他

事故等の現場を本格的に修復する必要がある場合、又は、道路の管理瑕疵の有無の判定並びに事故関係者との示談を必要とする場合は、事務所長は理事長に協議を行うものとする。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成15年3月20日から施行する。

なお、平成7年制定の「兵庫県道路公社防災対策要領」は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年10月5日から施行する。

播 但 連 絡 道 路

施 設 管 理 要 領

兵 庫 県 道 路 公 社

目 次

1. 目的	1
2. 基本事項	1
2-1 対象施設	1
2-2 業務内容	1
2-3 管理区分と管理体制	2
2-4 関連法規	5
3. 運営計画、履行監督	6
3-1 業務一般	6
3-2 業務内容	6
4. 運転監視・操作	7
4-1 業務内容	7
4-2 運転監視・操作設備	8
5. 保守・点検	9
5-1 業務一般	9
5-2 業務内容	11
5-3 保守・点検の頻度	13
5-4 保守・点検の実施	13
5-5 点検項目および点検種別	14

1 目的

道路利用者の安全かつ円滑・快適な交通を常に確保するためには、道路諸施設を良好な状態に保つ24時間体制の施設管理が必要である。

この管理要領は、道路諸施設の管理を適切及び効率的に行うことを目的とし、日常の業務内容の基本を定めるものである。

2 基本事項

2-1 対象施設

施設管理の対象は以下とする。

(1) 道路関連施設

- ① 高圧受変電施設、低圧受電施設
- ② 自家用発電機設備
- ③ 道路照明施設
- ④ トンネル照明、換気、非常用施設
- ⑤ 一斉放送施設
- ⑥ 中波再放送施設
- ⑦ 道路情報板施設
- ⑧ 可変速度規制標識施設
- ⑨ 内外照標識照明施設
- ⑩ 気象観測施設
- ⑪ ITV 施設
- ⑫ 融雪施設
- ⑬ 料金機械施設(ETC 含む)
- ⑭ 遠方監視制御施設
- ⑮ 光ネットワーク施設
- ⑯ 非常電話施設
- ⑰ ブリンカーライト、視線誘導灯施設、通行止遮断機施設
- ⑱ 地下道排水施設
- ⑲ 給排水施設(SA/PA.料金所)

(2) 建築物関連施設

- ① 建築物(SA.PA.料金所.ブース.管理事務所)
- ② 建築付帯施設(トイレ.照明他)

2-2 業務内容

この管理要領の対象とする業務内容を以下に示す。なお、施設管理に当たっては、計画的に業務を遂行するとともに、日々蓄積される各種報告やデータに基づいて各設備の総合診断を行い、運用改善を実施していく。

(1) 道路関連施設の管理

- ① 運転監視・操作
- ② 保守・点検
- ③ 異常時の対応

(2) 建築物関連施設の管理

- ① 建築物の保守・点検
- ② 付帯設備の運転監視
- ③ 付帯設備の保守・点検
- ④ 異常時の対応

2-3 管理区分と管理体制

(1) 管理区分

管理対象は、播但連絡道路全線(延長 65.1km)及び遠阪トンネルの諸施設であり、播但連絡道路管理事務所での一括管理とする。

(2) 管理体制

施設管理は、施設管理担当者と設備監視技術員、保守・点検技術員による体制で実施する。

なお、設備の運転監視・操作は、播但連絡道路管理事務所の管制室に設置した遠方監視制御設備を用いて通年 24 時間体制で実施する。

また、機器メーカー、電気・機械工事業者による作業は適宜実施する。

管理体制を図 2-3-1 に示す。

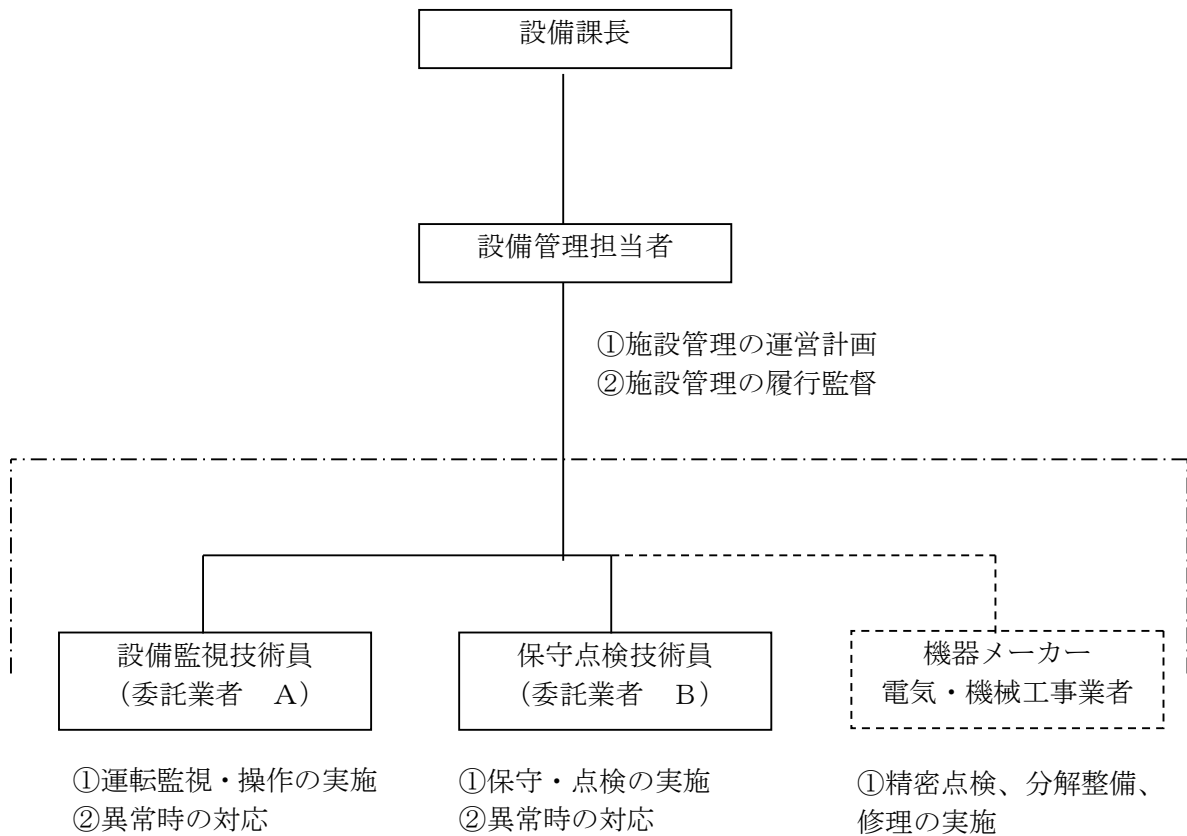


図 2-3-1 管理体制

施設管理業務を遂行する上では、設備監視技術員と設備保守・点検技術員が相互の業務内容を把握し協力体制をとる。また、管制室では、交通管理も同時に実施されており、必要に応じて、交通管理業務との相互連携をとる。

以下に、施設管理業務、交通管理業務の協力体制、相互連携を示す。

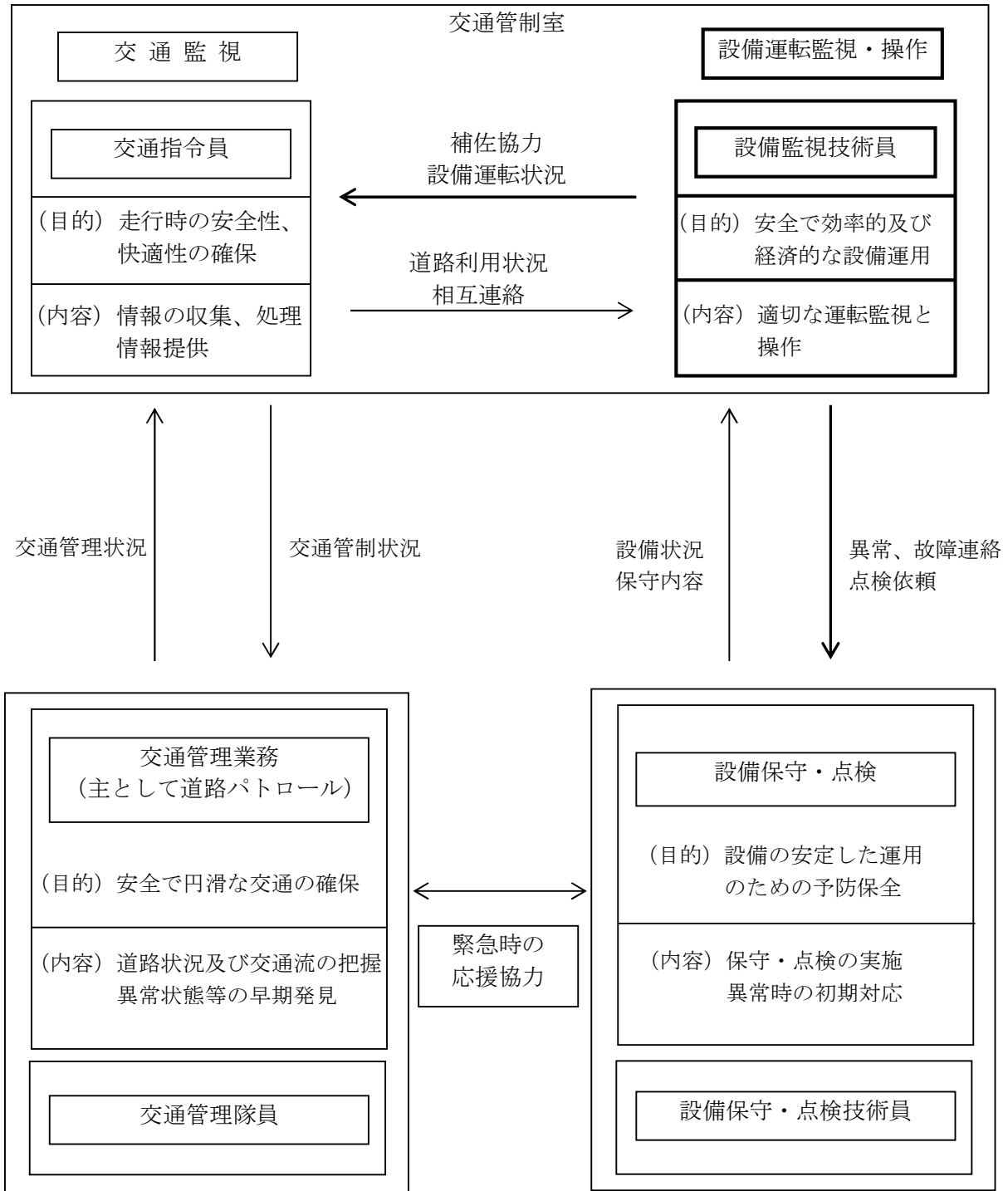


図 2 - 3 - 2 施設管理業務、交通管理業務の協力体制、相互連携

(3) 業務役割分担

各業務と担当役割分担の関係を表2-3-3に示す。

表2-3-3 業務内容と役割分担

業務項目	業務内容	作業時間	役割分担				備考
			管理 担当者	監視 技術員	保守・ 点検 技術員	機器メ ーカー 等	
設備の 運転監視・操作	・運転計画立案	平日昼	○				
	・自動運転監視	全日		○			
	・機器状態監視	全日		○			
	・機器の操作	全日		○			
	・日報作成	全日		○			
	・監視・操作報告書確認	平日昼	○				
保守・点検	・点検計画立案	平日昼	○				
	・日常点検	平日昼			○		
	・通常点検	平日昼			○		
	・定期点検	全日			○	○	※1
	・臨時点検	全日			○		※1
	・分解整備	全日			○	○	※1
	・点検報告書作成	全日			○	○	※1
	・保守・点検報告書確認	平日昼	○				
異常時対応	・臨時点検要請	全日	○	○			※1
	・現場状況確認	全日	○	○	○		※1
	・小修理・応急処置	全日			○		※1
	・修理委託要請	全日	○				※1
	・メーカー修理	全日			○	○	※1
	・他部署との連携・連絡	全日	○				※1
	・報告書作成	全日		○	○	○	※1
	・報告書確認	全日	○				※1

※1：・緊急を伴わないものは平日昼に実施とする。

・複数の事象が発生した場合等状況に応じて職員が臨時点検等を実施する場合がある。

2-4 関連法規

施設管理業務の実施においては、表2-4-1の法規を主に、その他関連法規についても遵守する。

表2-4-1 関連法規との関係

	受変電施設	自家発電施設	照明施設	トンネル換気施設	防災施設	放送施設	道路情報板施設	速度規制標識施設	標識照明施設	気象観測施設	ITV施設	雪氷施設	料金機械施設	遠方監視施設	非常電話施設	管理・料金事務所・S・A・P・A建築物
道路法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気事業法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築基準法	○	○										○				○
電波法					○	○										
有線ラジオ放送法					○	○										
消防法	○	○														○
水道法																○
浄化槽法																○
水質汚濁防止法												○				○

(参考)

電気事業法では、自家用電気工作物においては、「電気主任技術者」を選任または外部委託し、その工事、維持、運用に関する保安の監督の職務を行うこととなっている。播但連絡道路では、高圧受変電設備が自家用電気工作物に該当する。

3 運営計画、履行監督

3-1 業務一般

施設管理に当たって、運転監視・操作業務、保守・点検業務を適切及び効率的に実施するための運営計画を行う。また、受注者に対する責任をもった管理を実施し、履行監督業務の遂行に努める。

3-2 業務内容

運転監視・操作業務が適切及び効率的な運用となるように、日々蓄積されたデータや各種報告の内容を確認し、分析し、かつ道路利用者の施設利用状況などを考慮して設備の運転計画の見直しを行う。

保守・点検業務が適切及び効率的に実施できるように、日々蓄積されるデータや各種報告の内容を確認し、分析し、保守・点検計画の見直しを行う。また、各設備の総合診断を行い、機器の更新計画についての検討資料の整理を行う。

設備監視技術員、保守・点検技術員、メーカー等に対して、設備の運転計画、点検計画をもとに業務の指示を実施し、適宜その業務報告の確認を行い、施設管理を適切及び効率的に実施するよう努める。

4 運転監視・操作

4-1 業務内容

運転監視・操作の業務は、播但連絡道路管理事務所の管制室において遠方監視制御設備等を用いて諸設備の稼働状態を常時監視し、設備の故障、計測値異常等の状態変動時には状況の判断を行うとともに、設備の操作等適切な処置を即時実施する。

(1) 設備の運転監視・操作

設備監視技術員は、管制室に設置された遠方監視制御装置により各設備の運転状況、異常の有無を監視するとともに、各事象を把握し、交通管理と連携をとり、適宜各設備機器の遠方操作を行う。なお、各機器の操作については個別のマニュアルに従い行う。

設備の運転監視・操作業務を以下に示す。

- ① 各設備の運転監視・操作
- ② 異常の有無確認
- ③ 交通量、気象状況等の情報把握
- ④ 作業記録・報告書作成
- ⑤ 資料の整理と保管

(2) 異常時の対応

設備監視技術員は、遠方監視制御装置あるいは、保守・点検技術員、交通管理隊からの連絡、道路利用者からの通報等により各設備の故障、事故等の異常を認識した場合は、施設管理担当者へ状況を報告する。施設管理担当者は、異常状況に応じて適切な設備の運転操作を設備監視技術員に指示するとともに、保守・点検技術員への臨時点検の要請を行う。なお、道路交通に影響を与えると判断される場合には、交通管理担当者と連携し通行規制を含め適切に処置するように努める。

夜間、休日においては、あらかじめ定める連絡体制にしたがって施設管理担当者に連絡し、指示・指導をおおぎ適切な処置を行う。

異常時の対応業務を以下に示す。

- ① 設備の状態確認
- ② 設備の遠方操作
- ③ 現場への指示
- ④ 報告

(3) 記録・報告

運転監視・操作の業務内容は、適宜記録し報告を行う。なお、施設の運転監視に影響を与えると判断される異常が発生した場合は、早急に施設管理担当職員に状況を報告する。

4-2 運転監視・操作設備

運転監視・操作を行う設備を表4-2に示す。

なお、設備の操作に当たっては、交通管理と連携を取り行う。

表4-2 運転監視・操作を行う設備

設備名称	設備・装置名称	操 作	監 視
受変電	受配電	○	○
	UPS・直流電源	—	○
自家発電	自家発電	○	○
照 明	照明（点灯制御）	○	○
トンネル換気	ジェットファン	○	○
	VI計	—	○
	CO計	—	○
	風向風速計	—	○
防 災	手動通報	—	○
	非常電話	—	○
	トンネル警報表示板	○	○
	消火器、誘導表示板・防火水槽	—	○
放送	ラジオ再放送	○	○
道路情報板	可変表示板	○	○
速度規制標識	可変式速度規制標識	○注1	○
標識照明	標識照明	—	○
気象観測	気象観測装置	—	○
ITV	ITV装置	○	○
雪氷	融雪設備	○	○
料金機械	料金機械	—	○
遠方監視制御	遠方監視制御	○	○
	通信システム	—	○
構内交換	構内変換	—	○
建築付帯	建築付帯の電気・機械	—	○

注1：操作は、兵庫県警察本部 高速道路交通警察隊 福崎分駐隊が行う。

5 保守・点検

5-1 業務一般

設備の保守・点検業務は、諸設備を常に安定した状態に保ち、故障等の異常を未然に防ぐために実施するもので、設備毎の点検項目や点検周期を設定した保守・点検計画に準じて実施する。

なお、補修の内容や点検の結果を整理、記録し、保守・点検計画の作成に役立てるようにする。

保守・点検の業務は次の通りとする。業務全体のフローを図5-1に示す。

- ① 設備の保守・点検計画
- ② 日常点検
- ③ 通常点検
- ④ 定期点検
- ⑤ 分解整備
- ⑥ 異常時の対応
 - (a) 臨時点検
 - (b) 小修理・応急処置
- ⑦ 機器メーカー、工事業者作業の立ち会い
- ⑧ 記録・報告

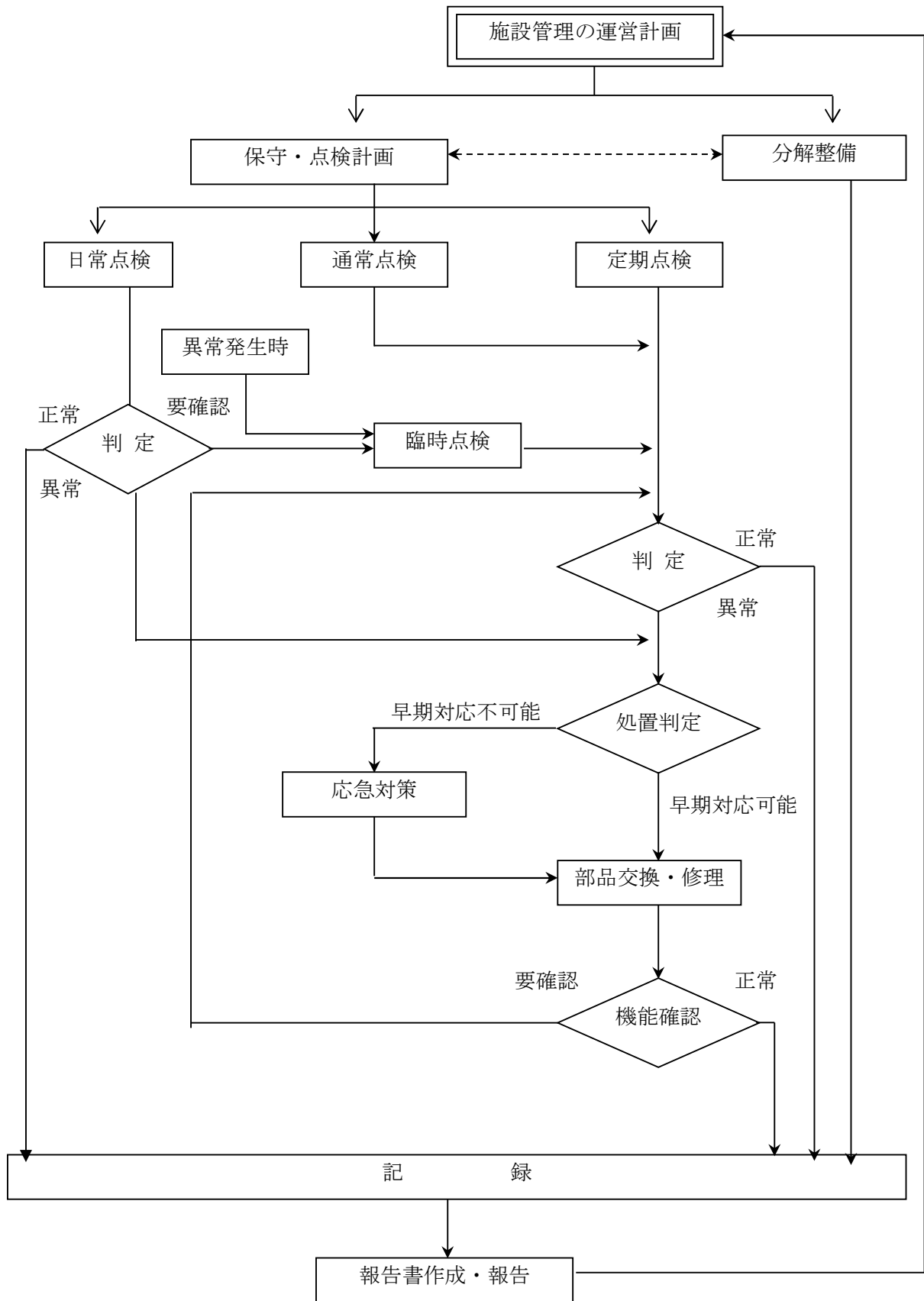


図5-1 保守・点検業務フロー

5-2 業務内容

(1) 設備の保守・点検計画

保守・点検業務を的確に効率的に実施するためには、保守・点検の頻度、内容を計画的に実施することが必要である。

保守・点検の頻度、内容は、対象施設の用途、目的、設置場所、設置環境、供用年数、運用時間、補修経歴、事前の点検結果等を十分に勘案し、あらかじめ保守・点検計画書を作成して決定する。

(2) 日常点検

① 点検の目的

日常点検は、異常の兆候や、損傷などの早期発見を目的として行うものである。

② 点検の内容

日常点検は、稼働状態にある設備や建築物を、人間の感覚（「見る」、「聞く」、「嗅ぐ」、「触れる」）により、正常な状態から変化した兆候を発見することである。

具体的には、電気室等の各機器の運転状態（振動、発熱、異音、異臭）の確認、メータ指示値の確認や道路照明ランプの不点確認、施設の目視での損傷確認などである。なお、施設の損傷等を発見した場合は、速やかに応急処置を実施する。

(3) 通常点検

① 点検の目的

通常点検は、日常点検の内容に加え、施設の健全度を把握し、機能低下の原因となる損傷を評価して補修の要否を判定する目的で行うものである。

② 点検の内容

通常点検は、目視や簡単な工具および測定器を用いて設備の運転状態での異常の有無、機器付属の計器による指示値の確認などを行うものである。

(4) 定期点検

① 点検の目的

定期点検は、法令等で義務付けられている点検の他に、機器の動作および機能を把握し予防保全的な評価判定を行うものである。

② 点検の内容

定期点検は日常・通常点検で確認できない項目について、設備の状況を目視または必要な測定機器等により計測し、試験し、清掃し、消耗品の補充・交換、各部の取付け状態の確認等を行うものである。

なお、制御装置等の保守・点検において、機器専用の計測・調整装置や専門技術を必要とする内容については、適宜、メーカーによる精密点検を実施する。

定期点検作業にあたっては、必要により設備を停止状態にし、点検を実施する。

(5) 分解整備

① 目的

分解整備は、機器を分解し通常・定期点検では確認することのできない箇所の点検および消耗品・摩耗品の補充・交換を行うものである。

② 内容

分解整備を実施する際は、機器の長期間の機能停止を伴うため、機能のバックアップ及び実施時期などの検討を十分行うものとする。

③留意点

分解整備の実施に当たっては、通常および定期点検の結果はもとより、過去の分解整備記録を踏まえ、機器の更新を含めた、施設の適切な運営についての計画をする。

(6) 異常時の対応

① 臨時点検の目的

臨時点検は、災害等が発生した場合に、各施設に異常が無いか確認する点検、および日常点検や遠方監視制御設備の運転監視で発見された異常の内容を把握するためのものである。

② 臨時点検の内容

通常点検に準拠し、目視や簡単な工具および測定器を用いて設備の運転状態での異常の有無、機器付属の計器による指示値の確認などを行う。

③ 小修理・応急処置

災害、事故、負荷の急翠などにより設備の機能に障害が発生した場合に、施設管理担当、職員の指示により、軽易な作業により復旧が可能な場合は修理、または応急処置を障害部分に直ちに実施する。

(7) 機器メーカー、工事業者の立会い

機器メーカー、工事業者が点検、整備、修理等の作業を実施する時は、作業に立会い、作業内容を確認するとともに、道路利用者および作業者の安全確保に努める。また、適宜作業に伴うバックアップとして、設備の運転操作を設備監視技術員と連携して実施する。

(8) 記録・報告

保守・点検を実施したときは、保守の内容と点検の結果を整理、記録し、機器台帳の整備を行う。なお、点検により道路交通に影響を与える異常と判断される場合は、早急に施設管理担当職員に状況を報告する。

5-3 保守・点検の頻度

保守・点検頻度は、原則として表5-3の通りとするが、各設備ごとの実際の頻度の決定は、保守・点検計画を作成し設定する。

表5-3 保守・点検の頻度

日常点検	通常点検	定期点検	分解整備
1回/週	1回/1カ月	1回/半年、1年	随時※1

※1:分解整備の頻度は、稼動状況、設置環境等により異なるので、過去の整備記録を参考に定期点検結果から判断する。

5-4 保守・点検の実施

保守・点検業務は、原則として次の通り実施する。なお、点検により異常が発見された場合、遠方監視制御装置で異常と判断された場合などは、臨機応変に対応する。

(1) 日常点検

保守・点検技術員は、日常点検を播但連絡道路全線に点在する対象設備について、日々順々に巡回しながら実施する。一つの点検対象設備について、点検頻度に示す周期で巡回できるように保守・点検の計画を行う。

(2) 通常点検

保守・点検技術員は、日常点検を実施しながら、点検頻度に示す周期で通常点検を実施する。一つの点検対象設備について、点検頻度に示す周期で巡回できるように保守・点検の計画を行う。

(3) 定期点検

保守・点検技術員は、日常点検、通常点検を実施しながら、点検頻度に示す周期で定期点検を実施する。定期点検は、時間を要するため、日常点検、通常点検との調整を行う他、設備の機能停止を伴う場合には、実施時期の設定について交通量の少ない期間を設定する他、機能停止する設備のバックアップを含めた保守・点検の計画を行う。

(4) 点検時の安全管理

点検の実施に当たっては、作業の安全確保に十分留意する。

- ① 点検に用いる車両は、道路交通法の道路維持作業自動車の指定を受けた車両を用いる。
- ② 本線で作業を実施する場合は、監視員を配置し通行率両及び作業員の安全を確保する。
- ③ 本線で車両を停車する場合は、原則として非常駐車帯とし適宜、道路情報板等により通行車両への注意喚起を交通管理と連繫して行う。

5-5 点検項目および点検種別

点検項目および点検種別を表5-5に示す。なお、異常時等状況に応じて職員が点検を実施する場合もある。

表5-5 点検項目および点検種別 (1/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
受配電施設	高圧受変電	異音、異臭、異温、外観異常 メータ確認（電圧、電流、電力、力率、電力量） 経済産業省届出項目巡視 精密点検	○ ○	○	○	保守・点検技術員 " " メーカー・業者
	低圧配電	異音、異臭、異温、外観異常 メータ確認（電圧、電流、電力、力率、電力量） 経済産業省届出項目巡視 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 精密点検	○ ○	○ △	○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " メーカー・業者
	直流・UPS	異音、異臭、異温、外観異常 メータ（電圧、電流）確認 蓄電池状態（電圧、液面）確認 精密点検	○ ○	○	○	保守・点検技術員 " " メーカー
自家発電施設	自家発電	外観点検（本体、補機） 経済産業省届出項目巡視点検 無負荷運転 絶縁抵抗測定 実負荷運転 精密点検	○	○ ○ △	○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " メーカー
照明施設	照明	点灯状況外観目視点検 異音、異常発熱 非常用照明点灯確認 絶縁抵抗測定	○	○ ○ △	○	保守・点検技術員 " " "
トンネル換気施設	ジェットファン	異音、振動、外観 動作電流 絶縁抵抗測定 ケーシング、吊金具変形、損傷、ボルト緩み欠陥有無 羽根車各部状況 電動機動作状況	○ ○	△	○ ○ ○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " メーカー "

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別(2/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
トンネル換気施設	V I 計	外観異常有無 センサー・本体・盤関係清掃 ボルト緩み有無 自動校正ステップ確認 絶縁抵抗測定 精密点検	○	○ ○ ○ △ ○	○ ○	保守・点検技術員 " " " " " メーカー
	C O 計	外観異常有無 センサー・本体・盤関係清掃 ボルト緩み有無 スパン確認 絶縁抵抗測定 精密点検・定期部品取替え	○	○ ○ △ ○	○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " " 保守・点検技術員 メーカー
	W S 計	外観異常有無 センサー・本体・盤関係清掃 ボルト緩み有無 絶縁抵抗測定	○	○ ○ △ ○	○	保守・点検技術員 " " " "
防災施設	消 火 器	外観目視点検 消火器格納確認 消火器状況確認	○	○ ○		保守・点検技術員 " "
	手 動 通 報	外観目視点検 動作確認 絶縁抵抗測定 精密点検(主制御装置・副制御装置)	○	○ △ ○	○ ○	保守・点検技術員 " " " メーカー
	非 常 電 話	表示ランプ確認 通話確認(交換機含む) 絶縁抵抗測定	○	○ △ ○	○	保守・点検技術員 " "
	誘 導 表 示	外観及び表示ランプ確認	○			保守・点検技術員
	防 火 水 槽	水量、水位の確認		○		保守・点検技術員

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別 (3/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
放送施設	ラジオ再放送	外観目視点検 ラジオ再放送受信確認 放送モニター確認 割込み放送試験 電波法定期点検項目	○ ○	○ ○	○	保守・点検技術員 " 保守・点検技術員 " "、メーカー
情報板施設	情報板	表示及び外観状況確認 操作試験 絶縁抵抗測定 精密点検	○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 " " メーカー
速度規制標識施設	可変速度規制標識	外観目視点検 動作試験 絶縁抵抗測定 精密点検	○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 " " メーカー
標識照明施設	標識照明	点灯状況外観目視点検 絶縁抵抗測定	○	△	○	保守・点検技術員 "
気象観測施設	気象観測装置	外観目視点検 動作試験 精密点検	○	○	○	保守・点検技術員 " メーカー
ITV施設	ITV	外観取付状況状態確認 画質異常の有無 VTR 動作機構の異常の有無 レンズ面清掃及び傷の有無 精密点検	○ ○ ○	○	○	保守・点検技術員 保守・点検、監視技術員 " 保守・点検技術員 メーカー

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別(4/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
凍結等対策施設	薬液装置	外観点検 動作確認 絶縁抵抗測定	○	○ △	○	保守・点検技術員 〃 〃
料金機械施設	料金機械	料金機械外観・異音・異臭等確認 動作確認 精密点検	○		○ ○	保守・点検技術員、料金収受員 専門保守業者 専門保守業者
	ブース	外観確認 空調機外観、異音、異臭、動作等確認 表示設備、ランプ外観・点灯確認 空調機フィルター点検	○ ○ ○	○		保守・点検技術員、料金収受員 〃 〃 保守・点検技術員
	キャノピー	外観確認	○			保守・点検技術員、料金収受員
遠方監視制御施設		各装置・盤の異常の有無 モニターの清掃及び輝度チェック データ保存状況確認 精密点検	○	○ ○	○	保守・点検技術員 監視技術員 保守・点検、監視技術員 メーカー
構内交換施設		外観確認 給排気口、ファン確認 電源電圧確認 可聴信号、局線受発信確認 精密点検	○	○	○ ○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 〃 メーカー

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別 (5/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
建築物		屋根、外装等の外観 内装等の外観	○	○		保守・点検技術員 〃
	空調	外観目視点検 動作確認 漏水・異音・異臭・異温の有無	○ ○ ○			保守・点検技術員 〃 〃
給水		外観目視点検 漏水・異音・異臭・異温の有無 給水・給湯設備の汚損有無 絶縁抵抗試験 水質検査	○ ○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 〃 業者
	汚水排水	衛生設備の動作状況 浄化槽の汚損有無 絶縁抵抗試験 浄化槽の清掃 水質検査	○	○ △	○ ○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 業者 〃
消防設備		外観目視点検 消火器状況確認 自火報設備動作確認	○		○ ○	保守・点検技術員 〃 〃・メーカー
	配電盤・照明等	外観目視点検 器具清掃 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験	○	△	○ ○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 〃

△：必要に応じて適時測定する。